

令和4年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：毛呂山町

1 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.6%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	102.5%
全職員	60.1%

2 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	98.2%
本庁課長補佐相当職	97.1%
本庁係長相当職	94.9%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.3%
31～35年	83.1%
26～30年	93.5%
21～25年	95.6%
16～20年	91.0%
11～15年	85.2%
6～10年	95.8%
1～5年	84.1%

【説明欄】

- ・2(1) 役職段階別の、本庁部局長・次長相当職区分は該当者なし
- ・2(2) 勤続年数別の勤続年数1～5年には、埼玉県教育委員会から派遣された職員を含む。

※勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。